

(1) 土木・建築・舗装

設 計 金 額	指名業者数	
	現在	新
30,000千円未満	10	13
30,000千円以上100,000千円未満	12	13
100,000千円以上	15	15

(2) 電気・管・その他

設 計 金 額	指名業者数	
	現在	新
20,000千円未満	10	13
20,000千円以上50,000千円未満	11	13
50,000千円以上	13	15

注: 当該建設工事に必要とされる等級に格付けされた者の数がこの表に定める数に不足するとき、当該建設工事の施工において特別な技術、機械器具を必要とするときなどこの表の指名業者数の確保が困難な場合は、別途決定する。